

審		査	
館長	館長補佐	受付者	

出入口	空調	音注
-----	----	----

※太線の中のみご記入ください。

第 _____ 号

名古屋市公会堂施設使用申込書

(宛先) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
愛知県舞台運営事業協同組合理事長

申込者 住所 (団体は、事務所の所在地及び名称)
〒 _____

フリガナ
氏名 (団体は、代表者の役職、氏名並びに生年月日)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話 (団体は、事務所)
(_____) _____ - _____

名古屋市公会堂の施設を使用したいので、次のとおり申し込みます。

使用目的	行事の名称 (この名称で正面玄関に掲示)	
	行事の内容 (いずれかに○印)	会議・会合・講習会・研修会・勉強会・その他 (具体的に _____) 入場予定人員 _____ 名

使用日及び施設 (日付を記入の上、 使用する施設と 時間区分内の空 欄全てに○印)	施設 使用日	区 分	第1集会室	第2集会室	第3集会室	第4集会室	第5集会室	第6集会室	第7集会室	和室
			平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()	午前 9:00~12:00						
	午後 13:00~16:30									
	夜間 17:30~21:30									
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()	午前 9:00~12:00									
	午後 13:00~16:30									
	夜間 17:30~21:30									
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()	午前 9:00~12:00									
	午後 13:00~16:30									
	夜間 17:30~21:30									

開始時刻	時 分 から	入場料等の徴収の有 無 (いずれかに○印)	有 (→最高額 _____ 円) 無
終了時刻	時 分 まで		

会場責任者住所氏名 (申込者と同じ場合 は記入不要)	(〒 _____) 住所又は部署名 _____	電話 (_____) _____
	氏名 _____	FAX (_____) _____

※以下は記入しないでください。

施設利用料金	円 _____	円 _____	円 _____	円 _____
付属設備利用料金	円 _____	円 _____	円 _____	円 _____
領収年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
領収書番号				

暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、既になした使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

公会堂集会室のご使用にあたり

このたびは名古屋市公会堂をご使用いただき誠にありがとうございます。公会堂集会室のご利用にあたり、次のことをご守り下さい。

1 使用料

- (1) 第7集会室で付属設備（マイクロホン、テープレコーダーなど）を使用される場合、その使用料は内容の確定後すみやかにお支払いください。
- (2) 一度お支払いいただいた使用料はお返しできません。ただし、施設の使用日の2週間前までに「名古屋市公会堂施設使用許可取消申込書」をご提出された場合には、お支払いいただいた使用料の2分の1をお返しします。

2 ご使用にあたってご守りいただく事項

- (1) 集会室は会議、勉強会、集会を目的とした施設なので、必ずその範囲内でご使用ください。
- (2) 使用時間を厳守してください。準備、あとかたづけも含めて使用時間内をお願いします。
- (3) 使用終了後は、直ちに原状復帰（使用備品のあとかたづけ、掲出したポスター・ビラなどの撤去、ごみの持ち帰りなど）を行った上退室してください。
- (4) 法令を守り、名古屋市公会堂条例並びにこれに基づく規則及び職員の指示に従ってください。
- (5) 集会室の鍵は厳重に管理してください。一時退室する場合でも、館外に持ち出さないでください。
- (6) 設備、機器などの管理には十分注意してください。万一これらを損傷し又は紛失した場合には、使用者の責任において損害を賠償していただきます。
- (7) 館内における盗難防止については、使用者が責任をもって十分注意してください。
- (8) 職務上必要がある場合職員が入室することがありますので、ご協力ください。
- (9) 火災、地震など緊急時には、職員と協力して来館者の避難など安全確保をしてください。
- (10) 物品の搬入にあたっては、公会堂西側の搬入口をご利用ください。
- (11) 喫煙場所をご守り下さい。
- (12) 次の表の禁止行為に注意してください。

<ul style="list-style-type: none">・ 使用権の譲渡又は転貸・ 行事内容の無断変更・ 公安又は風俗を害するおそれのある行為・ 施設又は備品を損傷させるおそれのある行為・ 定員を超えて入場させること・ 危険物などの持ち込み、裸火の使用・ 畜類の伴い入れ(補助犬を除く)・ ロビーや通路に物を置くこと・ 不特定多数に対する入場などの勧誘・ その他管理上支障があると認められる行為	固くお断りいたします。
<ul style="list-style-type: none">・ 物品の販売又は陳列・ 机や椅子などの設備を室外に持ち出すこと	第1～6集会室及び和室では一切禁止します。第7集会室にあっては、原則として禁止ですが特に必要な場合には、禁止行為解除申請書等を提出し、あらかじめ承諾を受けてください。
<ul style="list-style-type: none">・ 楽器、音響機器などの持ち込み	原則としてお断りいたします。
<ul style="list-style-type: none">・ 電源の使用	1室あたり2kWを超えての使用は禁止します。それ以下の場合でもあらかじめお申し出ください。

3 使用制限その他

上記に違反した場合、その使用条件を変更し、使用を停止し、使用許可を取り消し又は今後の使用について制限をさせていただくことがあります。

天災地変、停電などの不可抗力が発生した場合にも、使用制限をさせていただくことがあります。

また、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、既になした使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

これらの使用制限により不利益が生じましても、公会堂は一切責任を負いかねます。

名古屋市公会堂は、昭和5年開館の非常に古い建物です。催事利用受付時に細心の注意を払っておりますが、隣接する施設より音漏れがすることがありますので、予めご了承ください。